

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条第1項に係る補足事項書

本件は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本件における直接人件費とは、乙が本件における業務に直接従事する者に、本件に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本件に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象としない。

- 2 本件における賃金水準は、東京都最低賃金とする。

- 3 本件のスライド額は、契約締結時に乙から提出された契約金額内訳書（以下「内訳書」という。）により算出する。

算出方法は、変動前の賃金水準を基とした「契約締結時に提出された内訳書記載の直接人件費（未履行分）」に「賃金水準変動率（変動後と変動前の賃金水準の差額を変動前の賃金水準で除したもの）」を乗じた額の範囲内で「変動額」を決定し、「変動額」から「請求者負担分（※契約金額（未履行分）に1.0%を乗じた額）」を控除した金額とする。

なお、「請求者負担分」が「変動額」を上回った場合、スライド額は0円とする。